

令和5年6月6日

各 位

## 遺贈寄附を目的とした遺言代用信託〈遺贈寄附特約〉の取扱開始について

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）は、令和5年6月5日より、オリックス銀行株式会社（代表取締役社長 錦織 雄一）の信託契約代理店として提供する遺言代用信託「東和の遺言代用信託 永遠の想い〈遺贈寄附特約〉」の取扱いを開始いたしましたのでお知らせいたします。

「東和の遺言代用信託 永遠の想い」は、お客様に相続が発生した際に、銀行がお客様よりお預かりした金銭をあらかじめご指定いただいたご家族などにお渡しするものですが、新たに取り扱う「遺贈寄附特約」は、本スキームに参加する自治体などを受取人とした遺贈寄附ができるものです。少子高齢化が加速し、遺贈への関心が高まっているなかで、ご自身の財産を地域社会のために貢献したいというお客様にご活用いただけます。

「東和の遺言代用信託 永遠の想い」では、お預かりした金銭についてオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年1回の配当金をお受け取りいただけます。また、無料で中途解約ができるため、急なご計画の変更があってもお客様のご負担はございません。

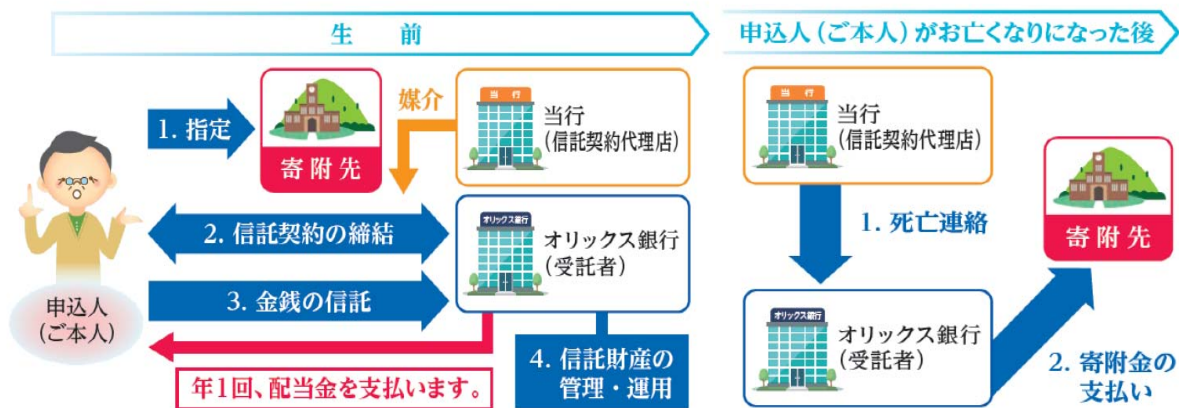
当行は、今後もお客様の資産承継や相続関連のニーズにお応えするため、サービスの向上に一層努めてまいります。

### 記

1. 取扱いを開始した商品  
「東和の遺言代用信託 永遠の想い〈遺贈寄附特約〉」
2. 取扱い開始日  
令和5年6月5日（月）
3. 取扱い店舗  
全営業店（特化店・出張所含む）

以 上

■「東和の遺言代用信託 永遠の想い〈遺贈寄附特約〉」の仕組み



■商品概要

商品名	東和の遺言代用信託 永遠の想い〈遺贈寄附特約〉
募集対象	個人のお客様 ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除く個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100万円以上3,000万円以下(100万円単位) ※ ただし、お客様が保有する金融資産の1/3までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長30年 ※ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由(お客様がお亡くなりになった時など)が生じた場合などには、信託契約は終了します
寄附先	「指定可能寄附先一覧」から1先をご指定いただけます。
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・管理報酬はかかりません ・運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客様への収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額(信託元本に対して年0.01%から3.00%の範囲内)です ※ 信託元本やお客様への配当金から差し引かれるものではありません
申込手数料	申込金額の1.1%(消費税込み)
中途解約	全部解約のみ可能 ※ ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありません
取扱店舗	東和銀行全営業店(特化店・出張所を含む)